

別表3
県民協働による里山整備事業

| 事業区分 | 施業区分 | 施業番号 | 施業内容 | 採択基準 |
|-------|------------|--------------------------------|---|---|
| 森林整備 | 人工造林 | 1 | 人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽 | ○植栽本数は、ha当たり2,000本以上であること。 ○地拵えを実施した施行地においては、当該地拵えを実施した年度又はその翌年度内に植栽又は播種を実施するものとする。 |
| | 樹下植栽 | 2 | 育成複層林の造成を目的として上層木がⅢ齢級以上の林分において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし、稚幼樹が少ない場合の植栽、不用萌芽・不用木の除去 | ○植栽本数は、ha当たり600本以上であること。 ○地拵えを実施した施行地においては、当該地拵えを実施した年度又はその翌年度内に植栽又は播種を実施するものとする。 |
| | 下刈 | 3 | 雑草木の除去 | ○植栽により更新した場合は2齢級(複層林は5齢級)以下、その他の方法で更新した場合は8齢級以下の林分で行うものとする。 |
| | 雪起こし | 4 | 雪圧倒伏木の倒木起こし(倒木起こしに該当するものを除く。) | ○植栽により更新したV齢級以下の林分、又はその他の方法により更新したⅧ齢級以下の林分で行うものとする。 ○30%以上が倒伏した林分を対象とする。 |
| | 倒木起こし | 5 | 火災、気象災、病虫害等による倒伏木の倒木起こし | ○植栽により更新したV齢級以下の林分において行うものとする。 ○倒木被害の発生した会計年度及び翌年度内とするものとする。 ○30%以上が倒伏した林分を対象とする。 |
| | 枝打ち | 6 | 林木の枝葉の除去 | ○残存木の60%以上で実施すること。 |
| | 除伐 | 7 | 不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰 | ○5齢級(天然林は12齢級)以下の森林で行うものとする。 ○不用木の除去のみ行う場合は、原則として不用木を全て除去するものとする。 ○過去5年以内に同一施行地において除伐、保育間伐、間伐、更新伐又は修景林間整備を実施していない場合に補助対象とする。 |
| | 保育間伐 | 8 | 不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰 | ○7齢級以下の林分で又は伐採しようとする不良木の胸高直径が18cm未満の森林で行うものとする。 ○本数間伐率は概ね30%以上(豪雪地帯対策特別措置法に基づく長野県総合雪対策計画において指定された特別豪雪市町村および気象害の発生が明らかに予測される場合は、立木本数の20%以上)とする。 ○過去5年以内に同一施行地において除伐、保育間伐、間伐、更新伐又は修景林間整備を実施していない場合に補助対象とする。 |
| | 間伐 | 9 | 不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰、搬出集積 | ○本数間伐率は概ね30%以上(豪雪地帯対策特別措置法に基づく長野県総合雪対策計画において指定された特別豪雪市町村および気象害の発生が明らかに予測される場合は、立木本数の20%以上)とする。 ○過去5年以内に同一施行地において除伐、保育間伐、間伐、更新伐又は修景林間整備を実施していない場合に補助対象とする。 |
| | 更新伐 | 10 | 不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積 | ○複層林の造成及び育成並びに人工林の広葉樹林化の促進、天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的として行うもの。 ○18齢級以下の林分で行うもの。 ○過去5年以内に同一施行地において除伐、保育間伐、間伐、更新伐又は修景林間整備を実施していない場合に補助対象とする。 |
| | 修景林間整備 | 11 | 雑草木の除去、不良木の淘汰、不用木の除去、枯損木除去、危険木除去 | ○森林景観整備又は通学路安全確保、森林利活用の場の造成、緩衝帯の整備等のために必要な箇所とする。 ○過去5年以内に同一施行地において除伐、保育間伐、間伐、更新伐又は修景林間整備を実施していない場合に補助対象とする。 |
| | つる切り | 12 | つる類の除去 | ○植栽木の梢頭部や樹幹の損傷・折損、樹冠部の被圧などの被害防止又は林内における作業性の向上を目的に行うものとする。 ○実施率が100%以上であること。 |
| | 竹林整備 | 13 | 侵入竹や不用木竹除去 | ○森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備または竹林利用のために行うものとする。 ○本数伐採率が概ね30%以上であること。 |
| その他整備 | 14 | 目的の達成に必要な播種、施肥、不良木の伐倒、伐採木の搬出集積 | ○目的達成に必要であって、施業番号1～13に該当しない施業とする。 | |
| 付帯施設 | 森林作業道整備 | 15 | 森林作業道の開設 | ○森林整備と一体的に実施するものとする。 ○継続的に使用され、かつ、森林作業道作設計針に基づくもの。 |
| | 簡易作業路整備 | 16 | 簡易作業路の開設 | ○森林整備と一体的に実施するものとする。 |
| | 鳥獣害防止施設等整備 | 17 | 忌避剤、防護柵、食害防止施設、剥皮防止テープ | ○森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図る |